

### 【アメリカ】 火力発電所から排出される CO<sub>2</sub> の削減計画

2015年8月3日、オバマ政権は、火力発電所から排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を2030年までに2005年比で32%削減する計画を発表した。全米で「クリーンな発電」の普及を目指すこの計画（Clean Power Plan）は、連邦規則第40編第60章として制定されることになっており（今後、連邦官報に掲載され発効）、各州が削減を進めていく上で依拠すべき指針と位置付けられている。計画によれば、各州は2016年9月上旬までに、それが不可能な場合は遅くとも2018年9月上旬までに、最終的な削減計画を提出する必要がある。各州は、削減計画の履行目標を設定する際、発電時間あたりの削減量又は計画期間内の全体的な削減量のいずれかを選択し、必要があれば排出量取引の枠組みを活用することができる。連邦環境保護庁（EPA）は、CO<sub>2</sub>は温室効果ガス排出量の82%を占めており、最も一般的な排出形態であると述べ、削減計画の意義を強調しているが、連邦議会では計画が電力産業と雇用に与える影響を懸念する声も上がっている。

（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <http://www2.epa.gov/sites/production/files/2015-08/documents/fs-cpp-overview.pdf>

### 【アメリカ】 ヘロイン及び鎮静剤濫用問題への対策

アメリカでは性別・年齢を問わず、ヘロイン及び鎮静剤の複合的な過剰服用が深刻な社会問題となっている。疾病管理及び予防センターによると、ヘロイン常用者のうち45%は、処方薬としての鎮静剤も同時に服用しており、2002年から2013年にかけて、これら薬物の濫用による死者は4倍に増加しているという。2015年8月17日、大統領府国家麻薬管理政策室は、この問題への対策として、麻薬不法取引の社会的影響が顕著な地域におけるヘロイン等の麻薬の取引、流通及び使用の削減に向けた取組を支援する計画（High Intensity Drug Trafficking Areas Program）に対し、1340万ドルを連邦政府が拠出すること、それら地域のうち、特に東部15州にまたがる5地域に、当該取組に係る政策調整官が設置されることなどを発表した。政策調整官の任務は、薬物過剰服用の監視及び警告、法執行当局への関連情報提供などである。なお、連邦議会は薬物濫用に大きな関心を示しており、2014年以降、この問題で度々公聴会を開いている。

（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <http://www.cdc.gov/vitalsigns/pdf/2015-07-vitalsigns.pdf>

### 【アメリカ】 藻類毒の被害と飲用水保護法の成立

2014年8月、藻の1種であるアオコがエリー湖に大量発生し、オハイオ州トレド市の浄水場においてもアオコが検出された。大量発生時のアオコは神経毒を有し、著しい健康被害を引き起こすため、トレド市では2日間にわたり水道水の飲用が禁止される事態が発生した。その一方、生活用水としての水道水利用については、同市の指示が一定しなかったため、これも問題となった。この事態を受け、連邦議会は飲用水安全法（P.L.93-523）を改正する飲用水保護法を制定した（2015年8月7日成立（P.L.114-45））。これは連邦環境保護庁（EPA）に藻類毒により引き起こされる飲用水への危険についての評価・管理に関する戦略プランの策定と同プランの連邦議会への提出を義務づける内容で、同プランは、藻類毒に汚染された飲用水の健康被害リスクの評価、人体に有害な藻類毒の包括的な一覧表の作成・公表、水質検査頻度等に関するガイドラインの作成やこれらの段階的な実施についてのスケジュール等を内容とする。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/212>

### 【EU】 対ギリシャつなぎ融資のための欧州金融安定化メカニズムの規則改正

EU 理事会は、2015 年 8 月 4 日、財政危機にあるギリシャ救済のため欧州金融安定化メカニズム (EFSM) の改正規則 ((EU) 2015/1360) を承認した。EFSM とは、欧州委員会が EU 予算を担保として 600 億ユーロを市場から借り入れ融資金とする、非ユーロ圏を含む EU レベルでの融資の枠組みである。今回の規則の改正によって、EFSM によるギリシャに対する返済期間 3 か月 71 億ユーロのつなぎ融資の実施が可能となった。この改正は、イギリスをはじめとする非ユーロ圏諸国からの、EFSM によるギリシャ融資に対する反発の声を受けたもので、改正後の規則は融資を受ける国が融資金を返済できなかった場合には非ユーロ圏が負う責務を即刻かつ完全に補償することを明文化した。ギリシャは、EFSM からの融資金を 7 月 20 日に償還期を迎えた ECB の保有国債 35 億ユーロと、6 月 30 日及び 7 月 13 日の期日経過後も支払いが滞っていた IMF の融資の返済に充てたため、債務不履行に陥る危機は一旦遠のくこととなった。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-11158-2015-INIT/en/pdf>

### 【EU】 アザラシ製品貿易規則改正

EU では 2009 年に、アザラシを主に皮の利用のために残忍な方法で屠殺することについて、動物福祉上の観点から是正を図る目的で、アザラシ製品を輸入禁止とする規則 (EU) No1007/2009 を制定していた。この規則が商業目的での取引を禁止していたことから、カナダとノルウェーが反発し世界貿易機関 (WTO) に異議を申し立てた。WTO は、2014 年 6 月に規則の正当性を認める判断を下した。しかし、この規則には、例外規定として海洋資源の持続可能な管理を目的とする猟及びイヌイット等の先住民族の猟によるアザラシ製品について輸入規制対象外とする規定があり、WTO は、これが上記のこの規則の目的に鑑みて正当化できないとした。これを受けて、上記 2 点の例外規定を修正する改正案 (COM(2015)45final) が 2015 年 2 月 6 日欧州委員会から提出され、6 月 30 日、EU 理事会と欧州議会によって承認された。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/06/30-seal-products-trade/>

### 【EU】 男性公務員の育児休業に関する EU 司法裁判所の裁定

EU 司法裁判所は、2015 年 7 月 16 日、無職の妻を持つ男性公務員の育児休業を認めないギリシャの法律は、EU 法と矛盾するとの裁定を下した (Judgment in Case C-222/14)。この一件は 2010 年 12 月、ギリシャの男性公務員が申請した 9 か月の育児休業を、当該人の妻は無職であるとして関係当局が退けたことに端を発し、同国の最高裁判所が、EU 司法裁判所に育児休業指令 (Directive 96/75/EC) 及び雇用機会均等指令 (Directive 2006/54/EC) に照らした裁定を求めている。裁定によると、育児休業は育児休業指令で規定される両親それぞれの個別の権利であり、配偶者の雇用状況は権利行使を妨げない。男性公務員は妻が働いているか職業訓練下にある場合のみ育児休業の権利を持つ一方、女性公務員は夫の雇用状況に関わらず常に権利を持つとするギリシャの法律は、子育てにおいて父親を母親の補完的役割に位置付けることで伝統的な男女の役割分担を永続させ、性別による差別を招くものであり、雇用機会均等指令と相容れないとした。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2015-07/cp150089en.pdf>

【イギリス】 2015 年地方自治体（判断見直し）法—地方自治体と賠償文化—

2009 年のイギリスにおける損害賠償請求件数は 80 万件といわれ、前連立政権はイギリスにいわゆる「賠償文化」が蔓延し、これが社会を委縮させているという問題意識から法整備を進めてきた。ボランティア活動や人助けを賠償請求のリスクから保護する 2015 年社会貢献、責任及びヒロイズム法（本誌 263-1 号（2015 年 4 月）、p.26 参照）に続いて、損害賠償を意識して過剰な安全対策に走りがちな地方自治体を牽制するため、2015 年 3 月 26 日制定されたのが 2015 年地方自治体（判断見直し）法である。同法は、地方自治体が健康・安全を理由としてイベント開催の中止、制約又は条件付与の決定を行ったとき、その理由を通知書によってイベント組織者又は申請者に提出することを義務づけ、通常の異議申立てとは別に、組織者側からの要請で 15 日以内に判断の見直しを行うことを可能とする。また同法は、地方自治体オンブズマンに特定の案件を迅速処理する権限を与えている。

（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/22/contents>

【イギリス】 ドローンによるテロリスト攻撃の法的議論

2015 年 9 月 7 日、キャメロン首相は下院において、8 月 21 日シリアにおいてイギリス空軍のドローンを用いた攻撃により、2 人のイギリス国民を含む「イスラム国」兵士を殺害したと語った。攻撃はこの内 1 人（以下「対象」）が、春から夏の記念日を狙った英国内でのテロ攻撃を画策していることへの予防措置として実行され、総選挙後 5 月に開かれた国家安全保障会議では、著名なジハーディ・ジョンを筆頭に対象を含む 5 人が攻撃目標リストに掲載されたと報じられている。首相はこれが、国連憲章第 51 条に基づく自衛権発動であり、今後も必要に応じて同様の攻撃を行うとしている。しかし同条の解釈においては、自衛権発動には攻撃が実際に起こっているか、切迫していることが条件であるとの議論もあり、既に終わった記念日を狙ったテロを攻撃理由とすることに疑問を提示する専門家もいる。注目されるのが当該攻撃前に法務長官が政府に提示したとされる法的解釈であり、既に人権団体が開示を求めて法的手続を開始している。

（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201516/cmhansrd/cm150907/debtext/150907-0001.htm>

【イギリス】 エネルギー法案—北海ガス・油田の再活性化に向けて—

イギリスの大陸棚にある北海ガス・油田は、2012 年度には同国の石油需要の 67% とガス需要の 53% を賄い、45 万人の雇用を維持し、65 億ポンドの法人税を生み出したが、生産量は 1999 年をピークに下降傾向にある。政府が業界関係者に委託した調査報告書（2014 年）は、新規に発見されたガス・油田に開発困難なものが多く、また開発のため複数事業者が協力する必要性が増していることを指摘し、石油・ガスの効率的採掘のため、事業者統轄の強力な権限を与えられた独立規制機関を設置することを勧告した。2015 年 7 月 9 日上院に提出されたエネルギー法案はこれを取り入れ、政府企業である石油ガス局を設置し、国务大臣が有していた規制権限に加え、事業者の会議に出席し、データを提供させ、争議解決に早期介入し、違反に対し最高 100 万ポンドの罰金や事業許可の剥奪等の罰則を科す等の広範な権限を与えている。また法案には、送電事業者に課せられた再生可能エネルギー購入義務から、陸上風力発電を外す規定も設けられている。

（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2015-16/energy.html>

### 【フランス】 2015-2019 年に向けた軍備計画の改定

フランスの軍備予算は 6 か年単位の軍備計画策定法律 (Loi de Programmation militaire : LPM) で定められ、直近では 2014-2019 年の LPM が 2013 年 12 月に議会です承された。その第 6 条に 2015 年末までに第 1 回の見直しを行うという規定があり、それを受け 2015 年 7 月に「2015-2019 年に向けた軍備計画の改定及び国防に関する諸策」という法律が成立した。改定された点はまずテロ対策強化である。2013 年の LPM では、国防省は 6 年で約 3 万 3 千人の人員削減を達成する計画だったが、2015 年 1 月のシャルリ・エブド襲撃事件以来、パリと地方を合わせて 1 万人規模の国防兵士が歩哨として配置されている状況等を背景に、今回の改定で 1 万 5 千人の削減にとどめることとなった。具体的な軍備としては、戦地へ物資等を補給する空輸機、諜報活動やサイバー防衛の強化が盛り込まれた。その他、17~26 歳の就業困難者の志願兵採用の試行、ヨーロッパ人権裁判所の指令に従い軍人の職業組合加入の自由を認めること等の内容が含まれている。(海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/7/28/2015-917/jo/texte>

### 【フランス】 障害者のアクセシビリティ向上の遅延

フランスにおいて、障害者が通常の世界生活を営むための法的な規定は、2005 年の「障害者の権利と機会の平等、参加、市民権に関する法律」を画期としている。その中で、公共施設、公共交通機関、公道等について、2015 年までに障害者にも公平なアクセシビリティを実現することが規定されていた。しかし 2014 年時点で実現は対象の約 40%にとどまっているため、政府は同年 9 月にオルドナンス (行政立法) を発し、①アクセシビリティの基準を簡潔かつ明瞭に示す、②公共施設は 3 年で達成するアクセシビリティ改善計画を政府が定める様式に従って策定する、③公共交通機関は、都市内交通は 3 年、都市間近距離交通は 6 年、長距離鉄道は 9 年を目途とする実施計画を策定すること等を規定した。オルドナンスは議会の承認を経て 2015 年 8 月 5 日に法律となった。2005 年の規定が達成されずさらに遅延を容認する結果となり、また例外や免除の規定を多数設けたことに対し、障害者・高齢者や関係団体から批判の声が上がっている。(海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/8/5/2015-988/jo/texte>

### 【ドイツ】 連邦憲法裁判所裁判官選出方法の変更

連邦憲法裁判所の 16 名の裁判官は、連邦議会及び連邦参議院によって半数ずつ選出される。連邦参議院は本会議の議決により裁判官を選出しているが、連邦議会においては、12 名の議員から成る連邦憲法裁判所裁判官選出委員会が裁判官を選出していた。連邦議会の間接的な選出方法については、従来、透明性の点から異論があり、連邦議会が裁判官を直接選出する方法に改めるべきという意見があった。このような背景から、連邦憲法裁判所法を改正する法律案が連邦議会の全ての会派により共同で提出され、同法第 6 条が改正された (BGBl. I S.973, 2015 年 6 月 30 日施行)。概要は次のとおりである。連邦憲法裁判所裁判官選出委員会は、8 名以上の多数により、連邦議会に提案する候補者を決定する。連邦議会は、同委員会の提案に基づき、秘密投票で裁判官を選出する。この際、候補者についての討議は行われない。裁判官には、出席議員の 3 分の 2 以上、かつ、少なくとも連邦議会議員の過半数の票を集めた者が選出される。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/2737.

**【ドイツ】 大臣及び政務次官の民間企業への就職規制**

連邦政府に対する国民の信頼を維持することを目的として、連邦大臣法及び政務次官法等が改正され、現役又は前職の大臣又は政務次官の退任後の企業への就職が制限されることになった（BGBl. I S.1322, 2015年7月25日施行）。その概要は次のとおりである。連邦大臣が退任後18月以内に企業に就職しようとする場合には、連邦政府に対し、これを届け出なければならない（連邦大臣法第6a条）。連邦政府は、当該大臣の企業への就職により公益が阻害されるおそれがある場合には、就職を禁ずることができる。就職禁止の期間は通常1年、特別の場合には18月とする。連邦政府は、3名の委員から成る諮問委員会の勧告に基づいて、就職禁止を決定し、決定は公表される（第6b条）。諮問委員会の委員は、国若しくは社会の組織でトップの役職を務めた者又は政治上の重要な役職の経験を有する者とする（第6c条）。就職が禁止される間は、経過手当が支給される（第6d条）。これらの規定は政務次官に準用される（政務次官法第7条）。（海外立法情報課・渡辺 富久子）  
・ BT-Drucksache 18/4630, 5419.

**【ドイツ】 補正予算における難民関連支出の増額**

予想を上回って増え続ける難民に対応するための予算措置が2015年度補正予算法に盛り込まれた（BGBl. I S. 980）。庇護申請の審査を担当する連邦移民難民庁には、現在約2,200人の職員がいるが、審査を迅速化するために、今後2,000人の増員が予定されている。今回の補正予算により、そのうちの750人が増員されることになった。さらに、移民難民の言語・統合講習のための予算が2500万ユーロ、庇護申請が拒否された外国人の国外退去のために連邦警察の予算が500万ユーロ、通訳の予算が430万ユーロ増額された。また、庇護申請者を受け入れる州及び自治体の負担を軽減するため、連邦から州及び自治体に対して2015年と2016年に各々5億ユーロが提供されることになった。これは、連邦及び州に配分される付加価値税の額の変更により行われる（財政調整法第1条）（BGBl. I S. 974）。メルケル首相は、6月18日に、2015年の連邦から州及び自治体への財政支援をさらに500万ユーロ積み増すことを各州首相に対して約束している。（海外立法情報課・渡辺 富久子）  
・ BT-Drucksache 18/4600, 4950, 4653, 4975.

**【スウェーデン】 カボタージュにおける交通違反の取締りを強化する法改正**

2014年に制定された「継続的運行を妨害する措置に関する法律（SFS 2014:1437）」は、交通規則違反者やその他交通安全に深刻な影響を与える運転者に対し、当該車両等のそれ以上の運行を停止させ、その場で罰金を科す権限を警察や税関等に与える内容であった。その際、罰金の徴収を確実にするため、車両等の鍵、積荷書類の没収や、必要に応じて車両等の車輪にロックを施し、牽引して留置する等の措置を取ることにも可能となった（ただし、これらの措置は必要が無くなった時点で迅速に終了することとし、最長でも24時間までとする。）。今回、同法の対象に「スウェーデン以外の欧州経済領域（EEA）居住者の車両等による国内の2か所間の商業輸送（カボタージュ）」を含めることとし、カボタージュにおいて様々な違反があった場合、警察や税関が罰金4万クロナ（約57万円）を確実に徴収するため、上記と同様の措置を行うことができるよう、同法の改正が行われた（SFS 2015:357）。改正法は、2015年7月1日から施行された。（海外立法情報課・井樋 三枝子）  
・ <http://data.riksdagen.se/fil/533AC16F-9919-472E-917B-6C6F79E7D85A>

### 【ロシア】 イノベーション支援制度

2015年7月13日連邦法第270号「ロシア連邦における科学及び科学技術事業に対する支援及び出資方法を改善するための連邦法「科学及び国家科学技術政策について」」が成立した。これに先立つ2012年、ロシア政府は、国防に役立つ先進技術開発を支援する目的で将来研究基金（PFI）を設置している。PFIは米国のDARPA（国防高等研究計画局）をモデルとして革新的な軍事科学技術研究に対して資金提供を行う仕組みであるが、今回の法改正では、科学技術一般に関してイノベーションを促進する研究に資金を提供する仕組みが作られた。その財源は、連邦予算及び新たに設置される「科学、科学技術及びイノベーション活動支援財団」であり、連邦政府、連邦構成主体政府、地方自治体等の多様な主体が支援活動を実施することができると規定されている。また、実験機器の共同利用センターを設置するなど、限られた予算内で科学研究をより効率的に行うための取組が盛り込まれている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://www.kremlin.ru/acts/bank/39923>

### 【ロシア】 官民連携法の成立

2015年7月13日連邦法第224号「ロシア連邦における政府と民間の協力、地方自治体と民間の協力及び個別の連邦法の改正について」が成立した。同法はロシアにおける投資の呼び込み並びに商品、労働及びサービスの質的改善を目的とし、特に建設・製造業における官民協力の円滑化に重点を置いている。今後は同法を法的基礎として、政府と民間の協力及び地方自治体と民間の協力に関する法整備が図られる。今回成立した連邦法第224号は、これらの将来の法律に関する基礎的な概念や原則を規定したものである。同法によると、今後の官民協力の原則は、情報の透明性及びアクセス性（国家機密を除く）、競争の確保、法の下での無差別的かつ平等な待遇、合意された義務の誠実な履行、リスクの公正な分配、合意締結の自由の6点とされている。官民協力の主な対象としては、道路、鉄道、港湾、パイプラインなどの輸送インフラ、造船業、航空機製造、電力、公共施設など15種類が挙げられている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/39948>

### 【韓国】 行政立法に対する国会の統制強化に大統領が拒否権

法律による委任や法律の執行のために政府が発する大統領令、部令（省令に相当）等の行政立法は、当該法律の趣旨や内容に合致していなければならない。現行法においても、行政立法（部令以上）がそれらに合致していないときは、国会の所管常任委員会が所管省庁の長に内容を通知でき、所管省庁の長がその処理計画及び処理結果を遅滞なく当該委員会に報告する義務を負う（国会法第98条の2）。ただし、最終的には司法判断に委ねられる。2015年5月29日、国会本会議において、①所管常任委員会が所管省庁の長に対し、行政立法の特定の条項等の修正や変更を直接要求できること、②当該省庁の長はそれを処理し、その結果を当該委員会に報告することを骨子とする国会法改正案が可決された。これに対し6月25日、朴槿恵（パク・クネ）大統領は、違憲のおそれを理由に拒否権（再議要求）を行使した。7月7日に実施された本会議での再議は与党の不参加により定足数に達せず、同改正案はそのまま廃案となる見込みである。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_W1G5G0W5V2B8A1Q1Z0R3R1V1U3U6U0](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1G5G0W5V2B8A1Q1Z0R3R1V1U3U6U0)

**【韓国】 殺人罪の公訴時効を廃止**

韓国では刑事訴訟法（1954年制定）第249条の規定により、法定最高刑に死刑が定められている犯罪（殺人罪等）の公訴時効は15年であったが、2007年12月の刑事訴訟法改正により、同公訴時効が25年に延長された（改正前の犯罪には適用せず）。また、強姦殺人や児童性犯罪等の一部の性犯罪については、2011年11月及び2012年12月の関連法改正により公訴時効が廃止された（本誌255-1号（2013年4月）参照）。さらに2015年7月24日、殺人罪の公訴時効廃止を盛り込んだ刑事訴訟法一部改正法律案が国会本会議で可決され、同年7月31日に公布・施行された。これにより、「人を殺害した犯罪であって死刑に該当するもの」（法定最高刑に死刑が定められている殺人罪。ただし、従犯を除く）は全て公訴時効が廃止された。法改正前の犯罪についても、改正法の施行時点で公訴時効が完成していない場合には遡及して適用される。なお、傷害致死、暴行致死等、法定刑に死刑の定めのない犯罪の公訴時効は廃止されない。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_E1X5V0L7B2Z4D1Q3S0M0S3Z0A3O1N5](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_E1X5V0L7B2Z4D1Q3S0M0S3Z0A3O1N5)

**【韓国】 公益通報者保護法の改正—内部公益通報者の新設—**

2011年3月、韓国において、「公益侵害行為」（国民の健康、安全、環境、消費者の利益及び公正な競争を侵害する行為）の通報者の保護・支援を目的とした公益通報者保護法が制定された。同法の制定により、通報者の個人情報漏洩の禁止、不利益措置の禁止、身の保護、刑の軽減、報奨等について規定され、公益通報者保護制度の法的基盤が整備された。しかし、誰でも通報できるため、通報を専門に行う部外者が報奨金を目当てに軽微な違反を通報する事例が相次いだ。その対応策として2015年7月24日、同法が改正され、新たに「内部公益通報者」が新設された。これにより、報奨金支給の対象が内部公益通報者に限定されることになった。その他、公益侵害行為の対象となる法律99本の追加（計279本）、内部公益通報者に対する特別保護措置、不利益措置の撤回等を行わない者への履行強制金、著しい成果等をもたらした場合の褒賞金（支給基準等は大統領令で規定）、両罰規定の新設等も行われた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_Y1N5Q0C4F3F0R1R2J4U0C4Q9B4U7Z6](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Y1N5Q0C4F3F0R1R2J4U0C4Q9B4U7Z6)

**【韓国】 帰農漁・帰村の活性化及び支援に関する法律の制定**

韓国では近年、農漁村への移住（農漁業を前提とする「帰農漁」＋前提としない「帰村」）が増加しており、2014年は44,586戸（80,855人）に達している。これら帰農漁・帰村者の支援を目的として2015年1月20日、「帰農漁・帰村の活性化及び支援に関する法律」が制定され、同年7月21日に施行された。同法の制定により、①5年ごとの支援計画の策定、②定着支援、③初期段階（3年）で自然災害等により農漁業が継続困難になった場合の支援、④実態調査や統計の作成、⑤支援及び教育訓練のための「帰農漁・帰村総合支援センター」の指定、⑥支援事業、農漁業技術、生活情報等に関する総合情報システムの構築・運営、⑦地域住民との交流等に係る支援、⑧住宅、農地、畜舎、養殖場、漁船、漁具等の購入、賃借等に必要な支援、⑨帰農漁・帰村者支援事業を行う法人への支援、⑩共同で帰農漁・帰村を行う「帰農漁・帰村共同体」の登録及び支援等に関する事項が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_R1J4G1G2H0A1N1U1P1T9B5F2M2T4O2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1J4G1G2H0A1N1U1P1T9B5F2M2T4O2)

### 【中国】 地方人民代表大会の機能強化に向けた法整備

「地方各級人民代表大会及び地方各級政府組織法」「全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法」「全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会代表法」の3法を改正する法案が、2015年8月29日、第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で可決され、同日公布、施行された。下級（県級及び郷級）地方人民代表大会の機能強化、公正な選挙の実現等を目的とし、3法をそれぞれ部分的に改正するものである。主な改正内容は、①人民代表大会閉会期間中の大会議長団の職務の明確化、②県級人民代表大会における常務委員会構成員の増員及び専門委員会の設置、③代表選挙における候補者の資格審査の強化並びに資格審査委員会及び審査手続の適正化、④人民代表大会代表の提案等に関する処理状況報告の公開義務付け、⑤人民代表大会選挙において、候補者は直接・間接を問わず、国外の組織又は個人からいかなる形式の選挙関連資金援助も受けてはならないとする規定の明記などである。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-08/31/content\\_1945485.htm#](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-08/31/content_1945485.htm#)

### 【中国】 刑事共助に関する二国間条約の締結促進

「中華人民共和国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との刑事司法共助に関する条約」（2013年12月2日署名、全30か条）と「中華人民共和国とベルギー王国との刑事司法共助条約」（2014年3月31日署名、全25か条）が、2015年8月29日、第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で批准された。中国は1990年代以降、司法共助関連の二国間条約の締結を積極的に進めている。近年の犯罪の国際化を背景に、特に2000年代以降、犯罪捜査・刑事手続等の相互協力や犯罪人引渡し等について定める刑事関連の共助条約が増加している。2015年3月までに、中国において既に効力が発生している二国間条約は、民（商）事司法共助条約が17本、民（商）事刑事司法共助条約が19本、刑事司法共助条約が29本、犯罪人引渡し条約が30本、受刑者移送条約が9本であり、その相手国は計64か国に上っている。なお、日中間の刑事共助条約は2007年12月1日に署名され、2008年11月23日に発効している。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_chn/ziliao\\_611306/tytj\\_611312/wgdwdjdsfhzty/](http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/ziliao_611306/tytj_611312/wgdwdjdsfhzty/)

### 【中国】 大気汚染防止法の改正

2015年8月29日、第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で大気汚染防止法改正案が可決、成立した。改正法は、全66か条の現行法（2000年9月1日施行）と比べ、条数が全129か条へと倍増し、現行法のほぼ全ての条文に修正が加えられた。法改正の検討は2006年から始まっていたが、2014年12月ようやく改正案が提出され、3回の審議と修正を経て成立に至った。改正法は、深刻な大気汚染の改善を目的として中国政府が策定した「大気汚染防止行動計画」（2013年9月10日発表）の内容を反映し、2014年4月24日に改正された環境保護法の規定に沿ったものとなっている。①産業構造等を含めた汚染発生の根本原因に対する管理の強化、②大気汚染防止に対する地方政府の責任強化と中央政府の地方政府に対する監督の強化、③大気汚染対策重点地域の指定、④ガソリン、石炭等の品質基準と使用制限、⑤大気汚染警報システムの整備等の内容が含まれる。改正法は2016年1月1日から施行される。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201509/20150900478890.shtml>

### 【オーストラリア】 罰金の物価スライド

連邦法で規定される罰金は、豪ドル表示ではなくペナルティ・ユニット（PU）という単位を基準として規定される。この制度は 1992 年に犯罪法により導入され、当初 1PU100 豪ドル、その後物価動向を反映させて 1997 年 110 豪ドル、2012 年 170 豪ドルと改定された（その都度犯罪法を改正）。2015 年 6 月 26 日に裁可された犯罪法改正では 180 豪ドルとし、今後は 3 年ごとに 7 月 31 日を基準日として、立法によらず物価スライドで金額を決定することとした。制度の目的は、連邦法全体にわたる罰金の水準の妥当性と一貫性を維持すること、違法行為に対する抑止効果を保つこと、金額の改正のたびに個々の法律の改正を行うことを回避することとされるが、今回の改正の目的は、抑止効果を適正に保ち、立法事務を一層合理化することであった。結果的に国庫歳入に反映するが、2012 年改定で 1 億 8500 万豪ドル（約 155 億円）増の実績があり、今回の改定では 2018 年までに 4500 万豪ドル（約 38 億円）増と試算されている。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bid=r5464](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=r5464)

### 【オーストラリア】 国外著作権侵害サイトのブロッキング

著作権者が、連邦裁判所の差止命令を得ることにより、ネット接続事業者等（Carriage Service Provider：CSP）に対し、著作権の侵害・助長を主たる目的とする国外サイトをブロッキングさせることができるようになった（2015 年 6 月 26 日施行著作権法改正）。著作権者は、CSP の責任を立証する必要がなく、CSP は、反論しなければ差止手続に関する費用責任を負わない。裁判所の判断には、侵害の程度、国民への影響、公益、その国外サイトに対する他国の扱いなど広い裁量を認めている。政府と議会は立法前に各層の意見を収集し、その多くは政府がネットの権利侵害対策に積極的であることを評価している。しかし、権利者団体は、「主たる目的」要件や裁判所の判断基準の敷居が高すぎて実効性が薄いと主張し、ネット業界は、CSP が争いやコスト増を危惧して過剰な反応をしかねないと主張し、人権団体は裁判所の裁量範囲が明晰でないと主張した。また、いずれも規制をすり抜ける方法が多くあるという技術的限界を指摘している。（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bid=r5446](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=r5446)

### 【カンボジア】 結社及び NGO を規制する法律

2015 年 7 月 13 日、カンボジア下院議会が、「結社及び NGO 法」を可決した。国内で活動する NGO などの団体に登録を義務付け、登録のない団体の活動を罰金の対象とした上で、「政治的中立」でない、もしくは国家の安全や統合を揺るがすとみなされる団体について、内務大臣が登録抹消の裁量権を付与されることなどを定める。同法案は、対象となる団体の範囲や登録可否の基準、また「政治的中立」の定義が曖昧で、当局による恣意的な運用が可能になるとの懸念から、国内外の NGO や人権団体の批判を受けていた。法案の修正内容が公開されないなど、審議の閉鎖性も問題とされた。市民らが議会前で抗議デモを行い、55 人の野党議員（定数 123 議席）がボイコットするなか、法案は与党議員の賛成で可決され、7 月 24 日に上院を通過した。2011 年にも同種の法案が用意されたが、NGO などの強い反対を受けて提出に至らなかった経緯がある。（海外立法情報課・光成 歩）

・ <https://www.hrw.org/news/2015/06/22/cambodia-joint-letter-draft-law-associations-and-non-governmental-organizations>

**【シンガポール】 人を対象とする生体医学研究に関する法律**

2015年8月18日、シンガポール議会は「人を対象とする生体医学研究に関する法律」を可決した。生体医学の被験者及びヒト組織提供者の安全、プライバシー及び自律性確保を謳い、生体医学研究を行う研究機関及びヒト組織の研究利用に規制枠組みを設けるものである。これまで保健省やシンガポール医療評議会が策定していた倫理基準では、適用される研究機関や研究者が限定されていたが、この法律により、生体医学研究を行う全ての研究機関をカバーする統一倫理規定が導入された。同法は、保健省が官民全ての研究機関での生体医学研究を監査すること、ヒトの卵子、精子、胚を用いた研究や、人と動物の細胞を組み合わせる研究は保健省の許可を要することを定める。ヒト組織の売買は禁じられ、違反した場合は最長10年の禁固もしくは10万シンガポール・ドルの罰金またはその両方が科される。また、脅迫や強要、虚偽の情報に基づいて生体医学の被験者になることやヒト組織の提供に同意させた場合も、同様の罰則の対象となる。(海外立法情報課・光成 歩)

・ <http://www.channelnewsasia.com/news/singapore/human-biomedical-research/2058862.html>